

平成 26 年 9 月 2 日
令和 4 年 4 月 1 日改定

「京のまち企業の会」会員登録審査基準

企業・団体等（以下「企業等」という。）の「京のまち企業の会」への登録は、以下の基準により、京都府及び京都市（以下、「運営者」という。）がその登録を承認するものとする。

また、会員が基準を満たさないと運営者が判断したときによっては、運営者はその登録を取り消すことができる。

なお、本審査基準に使用する用語については、各種法令によるほか、「京のまち企業の会」会員規約及び「京のまち企業訪問」利用規約によるものとする。

<基準>

- 1 原則として、京都府内に事業所があること。
- 2 原則として、会社法、社会福祉法等各種法令の規定により法人登記をしていること（法人格を有すること。）。
- 3 求人活動を実施中であるか否かにかかわらず、現に採用意欲を持っているもので、常時、本サイト利用者からの問い合わせに真摯に対応できること。（E-mail 又は FAX 番号を保有している、担当者が明確であるなど）
- 4 労働基準法、雇用保険法その他労働関係法令を遵守しているとともに、業を営むに当たって届出・許可が必要な業種については、当該関連法令を遵守していること。
- 5 本サイトへ企業情報を掲載することが、運営者における健全な経済活動の発展及び本サイトの正常な運営の支障とならないこと。
- 6 その他、次に掲げる企業等は対象外とする。
 - (1) 政治的・宗教的活動を主たる目的とした企業等
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の統制の下にある企業等又は構成員に京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団密接関係者を含む企業等
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う企業等
 - (4) その他、「京のまち企業訪問」への掲載対象として不適切と判断される企業等